

制定 平成24年6月1日
改訂 平成25年2月7日
J A H I S 規則8号

規約類運用管理規則

(目的)

第1条 この規則は、J A H I S 規約類（以下「規約類」という）の運用等に関する基本事項について定める。

(規約類の採番および決裁方法)

第2条 規約類の採番および決裁に関する事項を以下に定める。
なお、分類管理番号は総務会が発行する。

規約類の分類	採番方法	規約類の最終決裁方法
(1) 運営に関する規則	管理番号1番からの連番	理事会
(2) 戦略企画部および部門に関する規則		
	管理番号100番からの連番	運営会議
(3) 事務局に関する規則	管理番号201番からの連番	運営会議
(4) 委員会に関する規程	管理番号1001番からの連番	総務会
(5) 委員会に関する細則	管理番号3001番からの連番	総務会
(6) その他細則	管理番号5001番からの連番	総務会

(委員会規程)

第3条 標準化等、「規格や規約類の審議・採決を行う委員会」については、委員会規程を定める。

(規約類管理番号管理)

第4条 規約類の廃止および新設に伴う管理番号の取り扱いについては以下に定める。

- (1) 廃止された規約類の管理番号は欠番とする。
- (2) 規約類を新設する場合は、総務会が新たな管理番号を発行する。

附則（平成24年6月1日）

- 1 この規則は平成24年7月1日から施行する。

附則（平成25年2月7日）

- 1 この規則は平成25年2月7日から施行する。